

令和7年度第5回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和7年9月3日（水）
富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

議 事

- 1 富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問及び答申）
- 2 富山県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 4 その他

閉 会

資料 No. 1 富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

No. 2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）（写）

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出一覧

異議申出の提出者	提出日	資料No.
富山県労働組合総連合	令和7年9月1日	No. 1 - 1
富山県医療労働組合連合会	令和7年9月1日	No. 1 - 2
全日本建設交運一般労働組合富山県本部	令和7年9月1日	No. 1 - 3
富山県高等学校教職員組合	令和7年9月1日	No. 1 - 4
全国一般労働組合全国協議会 レインボーユニオン 全国一般ランチユニオン (三者連名)	令和7年9月2日	No. 1 - 5

2025 年 9 月 1 日

富山労働局

局長 小島 悟 司 様

25 年度富山地方最低賃金審議会の最賃改定答申に関する異議申出書

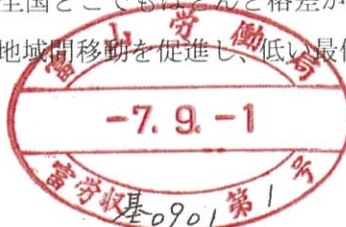
富山県労働組

議長 中山

中央最低賃金審議会は 8 月 4 日、2025 年度の最低賃金について、A・B ランク 63 円、C ランク 64 円の引き上げとする目安を厚生労働大臣に答申した。過去最高の引き上げ額であり、全ての県で 1,000 円を超えたとはいえ、私たちが求めてきた要求からも、政府目標の「2020 年代に 1,500 円を実現する」ために必要な年 7.3%の引き上げにも及ばない低水準であり不満である。また、C ランクを 1 円ではあるが A・B よりも高い額としたことは、はじめてのことであり地域間格差の解消を求める強い声が反映されたものとして評価できる。ただし、全労連の各地区で実施された最低生計費試算調査では生計費の地域間格差がほとんどないという結果が出されている中で、中央審議会が根拠不明な「標準生計費」しか示していないことから、地域間格差の解消に向けては緒に就いたばかりと言える。すでに韓国では国が生計費調査を行っており、科学的な根拠が求められる。中央最低賃金審議会が示した目安では、最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながらない。明治安田総研は、2000 年以降企業が出し惜しみした賃金は 180 兆円にのぼり、これがなければユーロ圏以上の経済成長があったと推計しているが、賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やしたことが、企業の活力を失わせ、「失われた 30 年」をもたらした要因であり、この流れから脱出する具体的なメッセージになっていない。

これを受けた富山地方最低賃金審議会は、富山県の最低賃金について目安を 1 円上回る 64 円引き上げ、1062 円の「改定決定」答申を行った。富山県労連は、これに対して以下のとおり異議の申し出を行う。

- ① 先に述べた通り、政府目標達成には 7.3%の引上げが必要であり、その意味では 72 円または 73 円の引上げが必要であったが、その額と比べて 64 円の引上げ額は小さすぎる。近県で見ると、石川で 70 円、福井で 69 円の引上げがなされており、これに比べても大きく見劣りのするものであった。また、富山より最賃額の高い道県でも目安額より 1 円から 6 円(茨城)高い答申がなされている。
- ② 昨年「徳島ショック」と言われたように徳島県の最低賃金が 84 円引き上げられたが、その際、県民所得や一人当たりの GDP の都道府県順位の高さからして、最低賃金が応分の水準ではないことが引上げ額決定の大きな要素であった。その点でいうと、富山県の 23 年度の県民所得は全国 6 位であり、一人当たり GDP も 10 位であるのに対して最賃は 24 年で 17 位であった。この点からしても、富山県の実力からして目安に 1 円の引上げは不十分なものであった。ただし、①も含めて、私たちの願いは、このような指標の違いによって地域間格差をつけるべきではなく、世界標準通り全国一律の最低賃金制度を一定の時間を経て実現することである。生計費が全国どこでもほとんど格差がないことを重視し、政府に要望を出すべきである。また、格差が労働力の地域間移動を促進し、低い最低賃金の地域で人手不足を来していることを直視するべきである。



- ③ 今回、目安額を1円上回ったことは、コロナ禍で中賃の目安がゼロ円だったことに対して1円引き上げられたことを除いては、近年にないことであり、そのことは評価したい。しかしながら、その背景には、石破首相が「国の目安を超えて最低賃金を引き上げる場合には、重点支援を講じたい」と表明したことへの期待感があると考えられる。そして『『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』の施策パッケージ案』が示された。これは、支払い能力ありきでなく、最低賃金（賃金）を上げること、政府の施策を強化し、企業努力を促すものとして評価できる。しかしながら、大企業の過去最高にまで膨れ上がった内部留保を労働者、そして中小企業に還元することを迫るものとなっておらず、結果として、政策としての確と言えぬ労務費の価格転嫁促進、公正取引の確立、公的発注に関わる最低制限価格制度の徹底なども、実現性に疑問符をつけざるを得ない。専門部会では使用者側から期待感が示されたが、不十分なものと言わざるを得ず、政府に対してしかるべき要望を表明するべきであった。
- ④ ②と③で政府への要望を述べたが、他県の審議会の多くが、中小企業支援など政府への要望事項を答申に記している。鳥取では地域間格差の是正について「額差の縮小が重要」と中央最賃審議会に要望している。福井では、政府のみならず、労働局や県に対する要望を記している。富山では、「公益代表委員見解」が「労使共通の認識」として、価格転嫁・助成金・交付金等を活用した施策について「強く求める」事項を記載している。しかし、「公益委員見解」では位置づけが弱く、他県並みに「答申」として対象を明示し、要望事項を記載するべきである。とりわけ、県に対しては交付金の範囲に留まることなく、県独自の中小企業支援施策を求めるべきである。

以上を踏まえて、次のことを求める。

- 1 審議をやり直し、目安を1円でも上積みした答申とすること。
- 2 最低賃金全国一律制や中小企業支援を含めた要望を、関係各機関に答申として明確に行なうこと。

富山労働局長
小島 悟司様

富山

合連

前日

メン

住所 富山市豊田町 1 -

電話番号 076-456-2360

2025年度富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月18日、富山地方最低賃金審議会は、県内最低賃金の時間額を64円引き上げ、1062円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の富山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要となり、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、~~少なくとも~~時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認し、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議し、~~7.9%引き~~。

以



2025 年 9 月 1 日

富山労働局長
小島 悟司 殿

全日 富山 執行 労働組合
郁夫

富山地方最低賃金審議会に関する異議申立書

中央最低賃金審議会（中賃）は 8 月 4 日、2025 年度の最低賃金について、全国加重平均を 63 円（6・0%）引き上げる目安を厚生労働大臣に答申しました。

これを受けて、富山地方最低賃金審議会は 18 日、富山県内の最低賃金を現行の 998 円から 64 円引き上げ、1062 円に改定するよう富山労働局長に答申しました。最低賃金が千円を超えるのは富山県では初めてです。

答申では消費者物価指数のうち「食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される『1 カ月に 1 回程度購入』する品目」が「6・7%」の値上がりを踏え、「最低賃金に近い労働者の購買力を維持する必要」に留意したとしています。目安通りに引き上げが行われれば、全国平均 1118 円（前年度 1055 円）となります。

全県で 1000 円を超えとはいえ、私たちが求めてきた「今すぐ全国一律 1500 円以上、めざせ 1700 円」にも、政府目標の「2020 年代に加重平均 1500 円を実現する」に必要な年 7・3%の引き上げにすら及ばない低水準です。

一方、目安は A・B ランクを 63 円、C ランクを 64 円とし、下位ランクの目安額を高位ランクよりも引き上げました。これは、現行目安制度のなかで初めてであり、地域間格差の解消を求める強い声が反映されたものとして評価できます。

地方最低賃金審議会での審議が始まり、中賃目安では、最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質賃金の底上げにつながりません。まして「失われた 30 年」の流れから脱却する具体的なメッセージにもなりません。

中賃目安を大幅に上回る引き上げが必要です。

石川県内の最低賃金を 70 円引き上げされる見込みになったことを受け、石川地方最低賃金審議会と石川労働局は 18 日、賃金引き上げに取り組む県内事業者への支援を石川県に要請しましたと報道されています。富山地方最低賃金審議会も富山労働局と県への要請の行動を行ってはどうでしょうか。

「貧困と格差」の是正は、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することにあります。そのためには、少なくとも時給 1500 円以上に引き上げ、労働者の生活改善と景気回復につながるよう審議会に要請します。





富高教発第117号
2025年9月1日

富山労働局長
小島 悟司 殿

富山県高等学校教職
執行委員長 中山

「富山県最低賃金の改正決定に係る富山地方最低賃金審議会の意見」に対する異議申出

富山県の労働者の雇用や賃金・労働条件の維持向上に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」）は今月18日、富山県の地域別最低賃金を64円引上げ、「1時間1,062円」とする意見を提出しました。この意見に対する異議及び理由を下記のとおり申し述べます。

記

〔異議〕

審議会の意見「1時間1,062円」は、中央最賃審議会の目安「63円」を1円上回る64円の引上げであり、使用者側委員の反対の中でこの結論に達した審議会の努力は一定評価します。しかしながらこの最低賃金では、経済の低迷と物価高騰でいのちと暮らしを脅かされ続けている若者や非正規労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」は保障されず、国際的に低水準の日本の労働者全体の賃金底上げにも不十分です。さらに、そのような現状を克服するための政府目標「2020年代に平均1,500円」に達するために必要な7.3%にも及びません。拡大し続けてきた地域間格差を是正する水準でもありません。少なくとも「1時間1,071円以上」への引上げ、「全国一律1,500円以上」を展望した改善と、そのために必要な「公益委員見解」で国への「要望」として示された3項目を、公労使合意の「答申」として記載し国及び県に示すことを求めます。

〔理由〕

- 1 日本経済立て直しのための社会的合意により、コロナ禍明けから労働者全体の賃金水準は向上してはいますが「格差」の拡大を伴うものであり、物価高騰が続く下で低所得者の「貧困」の深刻化は改善されていません。このような状況は、先の意見でも申し述べた通り次代を担う子どもたちの「体験格差」「教育格差」となって顕在化しており、社会全体の将来に暗い影を落としています。「平均」としても実質賃金が上昇基調に転換しておらず、個人消費も力強さを欠く状態を改善するためには、最低賃金の大幅引上げによる賃金「底上げ」が必須です。政府目標はそのためあくまで「最低限」であり、喫緊の課題である少子化対策の面からも、若者たちが安心して働き将来設計を描ける「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための条件として、「全国一律1,500円以上」が展望できる引上げとするべきです。
- 2 昨年「徳島ショック」と言われた、地域間格差是正と平均県民所得・生産性に相応しい地域最低賃金の是正の動きが今年度も続いています。8月27日時点で、国の目安超えの答申が28道府県（36都道府県中）と昨年を上回り、現在の最賃額が富山より高い道県でも上乗せされています。「64円引上げ」では、最高額の東京（1,226円）との差は1円縮小するものの164円、目安どおりの引上げの場合の全国平均1,118円との差も56円で、他県と比較しても「格差を是正しての適正水準化」の動きが鈍いと言わざるをえません。大幅引上げによる「全国一律」を展望した地域間格差是正の環境を整え、審議会の姿勢を後押しする意味でも、足かせとなっている「厳しい状況に置かれた企業がある」事実を改善するため、「特に中小企業・小規模事業者に対する支援策」を強化する要望を、審議会全体の「答申」として示すことで、国・県にいっそう強く働きかけることが必要です。

以上



富山労働局長 小島悟司 様

2025年9月2日

異議申立書

全国一般労働組合全国協議会

中央執行委員長 大野 隆

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

レインボーユニオン富山県支部

全国一般ランチュニオン

分会長 伊藤 厚志

富山地方最低賃金審議会は、富山県最低賃金を64円引き上げて1062円と答申しました。これでは人間らしい生活を営むことができないため、以下のとおり異議を申し立てます。

記

1 異議申出の趣旨

最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。今回の審議結果は、この目的に照らして不十分です。このままでは政府目標の2020年代中に「1500円」すらも危ぶまれます。

中小企業に対する支援策を積極的に議論し、全国一律最低賃金制度及び、早期の「1700円」達成に向けて、さらなる速やかな改定を求めます。

2 異議申出の理由

(1) 労働者の生計費を保障する最低賃金の引き上げを求める

憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は、ナショナルミニマムの根幹であり、最低賃金はこれを具体的に保障する柱です。そのため、最低賃金法第9条第2項の3要素の中で最優先されるべきは労働者の生計費、物価の動向です。

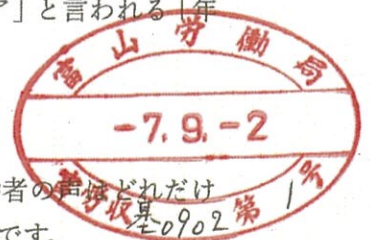
今回の答申では、異常な物価高騰が労働者の生活を直撃し、特に最低賃金近傍で働く労働者が困窮している現状が十分に考慮されていません。

これだけの上げ幅では、さまざまな調査結果が示している最低賃金1700円～1900円には遠く及びません。最低賃金が1,062円では、1日8時間労働として月給(20日間分)は約17万円(手取りで13~14万円)、中小零細企業で働いている多くの労働者には、ほとんど夏冬の賞与もなく、年間でも収入は約200万円にすぎません。これでは「ワーキングプア」と言われる「年収200万円」水準から脱却することにはなりません。

(2) 審議の全面公開を求める

具体的な金額審議を行う専門部会は、たとえば、最低賃金近傍で働く労働者の賃金だけでなく、反映されたのか明らかではありません。二者協議も含めて全面的に公開すべきです。

以上



富最賃特小第 1 号
令和 7 年 8 月 22 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会
特 別 小 委 員 会
委員長 両角 良子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 18 日富山地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、下記 1 のすべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記 2 のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

- （1）富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- （2）富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- （3）富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

2 特別小委員会委員

公益代表委員	◎ 両角良子	○ 柳原佐智子	吉田 洋
労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	広上 利晴	野中 靖夫

◎は委員長、○は委員長代理を示す。